

条 例 の 概 要

議案第 27 号 専決処分承認を求めることについて（専決第 2 号）

・ 幸手市税条例等の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和 2 年法律第 5 号）が令和 2 年 3 月 31 日に公布され、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）が一部改正（令和 2 年 4 月 1 日施行）されたことに伴う所要の改正

(1) 個人の市民税に係る給与所得者及び公的年金等受給者の扶養親族等申告書に関する規定の改正

給与所得者及び公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合においてその旨の申告書への記載を不要とすることに伴う所要の改正

（第 1 条中第 36 条の 3 の 2 及び第 36 条の 3 の 3 関係）

(2) 固定資産税の納税義務者等に関する規定の整備

調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課することができる規定を追加

（第 1 条中第 54 条第 5 項関係）

(3) 現所有者の申告に関する規定の新設

登記簿上又は補充課税台帳に所有者として、登記又は登録がされている個人が死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設

（第 1 条中第 74 条の 3 関係）

(4) たばこ税の課税免除に関する規定の整備

たばこ税の課税免除の適用に当たって必要な手続を簡略化

（第 1 条中第 96 条第 2 項及び第 3 項関係）

(5) 肉用牛の売却による事業所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を 3 年延長

（第 1 条中附則第 8 条関係）

(6) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を3年延長

(第1条中附則第17条の2関係)

(7) 改元に伴う元号表記の改正

(8) その他地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（専決第3号）

・幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）が令和2年3月31日に公布され、地方税法（昭和25年法律第226号）が一部改正（令和2年4月1日施行）されたことに伴う所要の改正

項ずれに伴う引用条項の整理、改元に伴う元号表記の改正その他所要の改正

（第2条第2項並びに附則第3項から附則第5項まで、附則第7項から附則第12項まで、附則第14項、附則第15項及び附則第18項関係）

2 施行期日

令和2年4月1日

議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）

・幸手市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和2年政令第109号）が令和2年3月31日に公布され、地方税法施行令（昭和25年政令第245号）が一部改正（令和2年4月1日施行）されたことに伴う所要の改正

(1) 国民健康保険税の減額に係る軽減判定の改正

ア 5割軽減の判定所得の算定の際に被保険者数に28万円を乗じて算定していたが、これを28万5,000円とするための改正

軽減区分	軽 減 判 定 所 得 額
5割軽減	33万円＋（被保険者数）× <u>28万円</u> 以下
	↓
	33万円＋（被保険者数）× <u>28万5,000円</u> 以下

（第21条第2号関係）

イ 2割軽減の判定所得の算定の際に被保険者数に51万円を乗じて算定していたが、これを52万円とするための改正

軽減区分	軽 減 判 定 所 得 額
2割軽減	33万円＋（被保険者数）× <u>51万円</u> 以下
	↓
	33万円＋（被保険者数）× <u>52万円</u> 以下

（第21条第3号関係）

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和2年4月1日

(2) 適用区分

改正後の幸手市国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第30号 専決処分の承認を求めることについて（専決第5号）

・幸手市介護保険条例の一部を改正する条例

1 内 容

介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令（令和2年政令第98号）が令和2年3月30日に公布され、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）が一部改正（令和2年4月1日施行）されたことに伴う所要の改正

- (1) 所得段階に応じて区分される第1号被保険者の保険料率のうち、令和2年度における第1段階から第3段階までの保険料率について、次のとおり減額賦課規定を改正

所得段階	改正前（年額）	改正後（年額）
第1段階	24,300円 ※ 第5項の減額賦課規定により17,500円	24,300円 ※ 第5項の減額賦課規定により13,500円
第2段階	32,400円 ※ 第6項の減額賦課規定により25,600円	32,400円 ※ 第6項の減額賦課規定により18,900円
第3段階	37,800円 ※ 第7項の減額賦課規定により36,500円	37,800円 ※ 第7項の減額賦課規定により35,100円

（第3条第5項、第6項及び第7項関係）

- (2) 改元に伴う元号表記の改正

2 施行期日等

- (1) 施行期日

令和2年4月1日

- (2) 経過措置

改正後の幸手市介護保険条例第3条の規定は、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条 例 案 の 概 要

議案第32号 幸手市税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正に伴う必要な規定の整備

(1) 個人市民税関係

ア 個人の市民税の非課税の範囲に関する規定の整備

非課税措置について、婚姻歴の有無による不公平を解消するため、現行の寡夫に対する非課税措置を見直し、未婚のひとり親で扶養する子を有する者（以下「ひとり親」という。）を対象に追加

（第1条中第24条関係）

イ 個人の市民税の所得控除に関する規定の整備

上記アのひとり親を所得控除の対象に追加

（第1条中第34条の2関係）

(2) 法人市民税関係

ア 個別帰属法人税額の廃止

通算法人について課税標準を法人税額とすることに伴う規定の削除

イ 連結納税の廃止

法人税において通算法人ごとに申告等を行うこととするに伴う規定の整理

（第2条中第31条、第48条、第50条及び第52条関係）

(3) たばこ税関係

重量に応じて課税されている軽量な葉巻たばこ（1本当たり1グラム未満）について、紙巻たばこと同等の税負担となるよう、たばこ税の課税標準を段階的（令和2年10月・令和3年10月）に引き上げるもの

ア 1本当たりの重量が「0.7グラム未満の軽量な葉巻たばこ」を「0.7本の紙巻たばこ」に換算（紙巻たばこの7割の税負担）

（第1条中第94条関係）

イ 1本当たりの重量が「1グラム未満の軽量な葉巻たばこ」を「1本の紙巻たばこ」に換算（紙巻たばこと同等の税負担）

(第2条中第94条関係)

(4) 長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例関係

居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度が周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる土地などの低未利用土地等を譲渡した場合に100万円の特別控除を適用

(第1条中附則第17条関係)

(5) 新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響に伴う課税の特例措置に関する規定の整備

ア 固定資産税の課税標準の特例関係

(ア) 中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備

一定の中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税の課税標準については、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響により令和2年2月から同年10月までの間における連続する3月の期間の当該中小事業者等の収入の合計額を当該期間の初日の1年前の日から起算して3月を経過する日までの期間の当該中小事業者等の収入の合計額で除して得た割合（以下「事業収入割合」という。）が100分の50以下となる場合、その価格に零（事業収入割合が100分の70以下となる場合は、その価格に2分の1）を乗じて得た額とする。

(第1条中附則第10条関係)

(イ) 先端設備等に該当する家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例に関する規定の整備

中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に取得した生産性向上特別措置法に規定される先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が賦課されることとなった年度から3年度間は、固定資産税の課税標準を零とする。

(第1条中附則第10条の2関係)

イ 軽自動車税関係

令和元年10月1日から令和2年9月30日までに取得した家用の三輪以上の軽自動車であって乗用のものに係る環境性能割の非課税措置及び税率の特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。

(第1条中附則第15条の2関係)

ウ 徴収猶予の特例に係る手続関係

徴収猶予の特例に係る手続のうち、徴収猶予を申請した者が申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出を求められた場合、その旨の通知を受けた日から当該申請書の訂正又は添付すべき書類の訂正若しくは提出をしなければならない期間については、条例第9条第7項に規定する「20日」を準用する規定を新設

(第1条中附則第24条関係)

エ 個人の市民税の寄附金税額控除の特例関係

所得割の納税義務者が新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置の影響により、新型コロナウイルス感染症特例法第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を令和2年2月1日から令和3年12月31日までにした場合には、当該納税義務者がその放棄した日の属する年中にその放棄をした部分の入場料金等払戻し請求権の価額に相当する金額の合計額(20万円を超える場合は、20万円)の寄附金を支出したものとみなし、寄附金税額控除を適用

(第2条中附則第25条関係)

オ 住宅借入金等特別税額控除の特例関係

個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、住宅の新築取得等で特例取得に該当するものをした者が新型コロナウイルス感染症及びまん延防止のための措置の影響により、当該特別税額控除の要件である令和2年12月31日までにその者の居住の用に供することができなかつた場合において、令和3年1月1日から同年12月31日までの間に居住の用に供したときは、住宅借入金等特別

税額控除の適用期限を令和15年度から令和16年度分の個人の市民税まで延長

(第2条中附則第26条関係)

(6) その他地方税法の一部改正に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

- (1) 上記1内容(5)ア固定資産税の課税標準の特例関係に関する規定、
上記1内容(5)イ軽自動車税関係に関する規定及び上記1内容(5)ウ
徴収猶予の特例に係る手続関係に関する規定 公布の日
- (2) 上記1内容(3)たばこ税関係アに関する規定 令和2年10月1日
- (3) 上記1内容(1)個人市民税関係に関する規定、上記1内容(5)エ個
人の市民税の寄附金税額控除の特例関係に関する規定及び上記1内
容(5)オ住宅借入金等特別税額控除の特例関係に関する規定 令和3
年1月1日
- (4) 上記1内容(3)たばこ税関係イに関する規定 令和3年10月1日
- (5) 上記1内容(2)法人市民税関係に関する規定 令和4年4月1日
- (6) 上記1内容(4)長期譲渡所得に係る個人の市民税の課税の特例関係
に関する規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律
第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の
翌年の1月1日

議案第33号 幸手市都市計画税条例の一部を改正する条例

1 内 容

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴う必要な規定
の整備

地方税法において、新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等
の家屋及び償却資産に対する都市計画税の課税標準の特例に関する規定
が新設されたこと及び条ずれに伴う引用条項の整理

(附則第18項関係)

2 施行期日

公布の日。ただし、第2条の規定は、令和3年1月1日

議案第34号 幸手市国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 内 容

新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等（給与等の支払を受けている被保険者に限る。）に対し、傷病手当金を支給するために必要な規定の整備

(1) 国民健康保険における傷病手当金を支給するための改正

ア 対象者

給与等の支払を受けている被保険者のうち、新型コロナウイルス感染症に感染した者又は発熱等の症状があり感染が疑われる者

イ 支給対象となる日数

労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

ウ 支給額

1日当たりの支給額〔（直近の継続した3月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額）×2/3〕×支給対象となる日数

エ 傷病手当金と給与等との調整に関する規定の整備

（附則第2条から第4条まで関係）

2 施行期日等

公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合に適用する。

議案第35号 幸手市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

1 内 容

埼玉県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（平成19年広域連合条例第24号。以下「広域連合条例」という。）の一部改正に伴う所要の改正

市において行う事務に、広域連合条例附則第5条に定める新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付を追加

（第2条関係）

2 施行期日
公布の日

議案第36号 幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴う所要の改正

(1) 代替保育の提供に係る連携施設の確保の見直し

代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると市長が認める場合であって、必要な要件を全て満たしたときは、連携協力を行う小規模保育事業A型事業者等を確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

（第6条第2項及び第3項関係）

(2) 卒園後の受入先としての連携施設の確保の見直し

ア 家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際し、利用乳幼児の保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているときは、卒園後の受入先としての連携施設の確保を不要とする。

イ 家庭的保育事業者等による卒園後の受入先としての連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは、連携施設の確保を不要とし、代わりに一定の要件を満たす連携協力を行う者を確保しなければならないこととする。

（第6条第4項及び第5項関係）

(3) 食事の提供の特例の追加

利用乳幼児に対する食事の提供について、当該食事を調理し家庭的保育事業所等に搬入することができる施設に、保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者のうち一定の要件を満たす事業者を追加する。

（第16条第2項関係）

(4) 居宅訪問型保育事業の保育の提供を受ける乳幼児の明確化

居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に、保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭での養育を受けることが困難な乳幼児を追加し、居宅訪問型保育事業者は当該乳幼児に対する保育を提供するものとする。

(第37条第4号関係)

(5) 保育所型事業所内保育事業を行う者における連携施設の確保の見直し

満3歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業を行う者について、市長が適当と認めるものについては、卒園後の受入先としての連携施設の確保を不要とする。

(第45条第2項関係)

(6) 食事の提供（自園調理の実施）に係る経過措置の一部延長

幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第17号。以下「条例」という。）の施行日後に家庭的保育事業の認可を得た施設等については、条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間は、条例で定める食事の提供（自園調理の実施）の基準を適用しないことができる経過措置の期間を、一部の基準に限り10年に延長するとともに、その間、自園調理を行うために必要な体制を確保するよう努めなければならないこととする。

(附則第2条第2項関係)

(7) 連携施設の確保に係る経過措置の延長

家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、適切な支援を行うことができる」と市が認める場合は、この条例の施行の日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる経過措置の期間を10年に延長する。

(附則第3条関係)

(8) その他所要の改正

2 施行期日

公布の日

議案第 37 号 幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に伴う所要の改正

特定地域型保育事業者における連携施設の確保に関する規定の見直し

(1) 次のいずれかに該当するときは、特定地域型保育事業所卒園後の受入先としての連携施設の確保を不要とする。

ア 特定地域型保育の提供の終了に際し、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満 3 歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

イ 連携施設の確保が著しく困難な場合であると認めるとき。

(2) 上記(1)の見直しに伴う所要の改正

(第 42 条第 4 項及び第 5 項関係)

2 施行期日

公布の日

議案第 38 号 幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

1 内 容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）の一部改正に伴う所要の改正

放課後児童支援員の資格要件に関する規定の整備

放課後児童支援員の資格要件である修了すべき研修について、これまでの都道府県知事と指定都市の長に加え、中核市の長も行うことができるようになり、いずれかの研修を修了しなければならないこととされたことから、条例で定める放課後児童支援員が修了すべき研修に中核市の長が行う研修を追加する。

(第 10 条第 3 項関係)

2 施行期日

公布の日